

令和6年度運営指導・実地指導・指導監査等実施状況  
(法人・施設・サービス別集計)

法人・施設・サービスの種別	実施数	文書指摘 法人・施設等数	文書指摘 の割合	文書指摘数	平均 指摘件数※
①社会福祉法人	18	12	66.7%	27	2.3
②特別養護老人ホーム	10	7	70.0%	14	2.0
③養護老人ホーム	0	0	0.0%	0	0.0
④軽費老人ホーム	1	0	0.0%	0	0.0
⑤障害者支援施設	2	0	0.0%	0	0.0
⑥救護施設	1	1	0.0%	2	2.0
⑦保育所・保育所型認定こども園	23	11	47.8%	11	1.0
⑧幼保連携型認定こども園	23	0	0.0%	0	0.0
⑨介護保険サービス事業所	119	52	43.7%	88	1.7
⑩障害福祉サービス事業所	71	28	39.4%	49	1.8
⑪施設型給付私立幼稚園・ 幼稚園型認定こども園	14	3	21.4%	3	1.0
⑫小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所	7	0	0.0%	0	0.0
⑬認可外保育施設	29	0	0.0%	0	0.0
⑭特定子ども・子育て支援施設	0	0	0.0%	0	0.0
⑮有料老人ホーム	13	2	15.4%	2	1.0
計	331	116	35.0%	196	1.7

※平均指摘件数＝文書指摘数／文書指摘法人・施設等数

## 令和6年度 主な文書指摘事項の内容

### 【運営管理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	定款の変更手続きが不適切
	役員・評議員の選任が不適切
特別養護老人ホーム	消防用設備等の定期点検及び整備が不適切
介護保険サービス事業所	基準上必要な職員の未配置
	勤務状況の記録、兼務状況を明確にしていない
	各種研修の未実施、委員会等の記録の未整備
	重要事項説明書の記載事項の不備、運営規程の内容との齟齬 (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
障害福祉サービス事業所	基準上必要な職員の未配置
	勤務状況の記録、兼務状況を明確にしていない
	利用定員を超えてサービスの提供を行っている日が多数認められる
	各種研修の未実施、委員会等の記録の未整備
	重要事項説明書の記載事項の不備、運営規程の内容との齟齬 (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
施設型給付私立幼稚園・ 幼稚園型認定こども園	雇用時における労働条件の明示が不適切
	業務管理体制の整備に関する変更届の未提出
有料老人ホーム	消防用設備等の定期点検及び整備が不適切

※以下の施設等については、運営管理に関する文書指摘事項はありませんでした。  
 軽費老人ホーム、障害者支援施設、保育所・保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、  
 小規模保育事業所・事業所内保育事業所、認可外保育施設、特定子ども・子育て支援施設

※以下の施設等については、令和6年度は指導監査等の実施はありませんでした。  
 養護老人ホーム、特定子ども・子育て支援施設

## 令和6年度 主な文書指摘事項の内容

### 【経理】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
社会福祉法人	契約書の未作成
	補正予算が適切に編成されていない
	会計責任者と出納職員を文書で任命していない
	利益相反取引にあたり、理事会の承認を得ていない
	小口現金の取扱いが不適切
	固定資産の除却にあたり、理事長の承認を得ていない
	計算書類の記載誤り
特別養護老人ホーム	契約書の未作成
	合理的な理由を示すことなく随意契約を締結
	計算書類の記載誤り
	寄附金の受領にあたり、理事長の承認を得ていない
救護施設	当期末支払資金残高の過大保有
	設備整備のための国庫補助金等の受け入れにあたり、国庫補助金等特別積立金を積み立てていない
保育所・保育所型認定こども園	当期末支払資金残高の過大保有
	計算書類の記載誤り
	園会計に計上されるべき収入が簿外処理されていた
	設備整備のための国庫補助金等の受け入れにあたり、国庫補助金等特別積立金を積み立てていない
	事業活動収入(予算額)の3%を超える場合の前期末支払資金残高の取崩しにあたり、県との事前協議が未実施
介護保険サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の欠如
障害福祉サービス事業所(報酬算定)	人員の未配置、記録の不備等による加算の算定要件の欠如

※以下の施設等については、経理に関する文書指摘事項はありませんでした。  
軽費老人ホーム、障害者支援施設

※以下の施設等については、令和6年度は指導監査等の実施はありませんでした。  
養護老人ホーム

## 令和6年度 主な文書指摘事項の内容

### 【処遇】

法人・施設・サービスの種別	文書指摘事項
特別養護老人ホーム	入浴設備の保守管理が不適切
保育所・保育所型認定こども園	安全計画の周知の未実施
介護保険サービス事業所	作成時期が不適切・記載事項の不備等、計画書が適切に作成されていない
	アセスメントやモニタリングの未実施、記録なし (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
障害福祉サービス事業所	個別支援計画について、記載事項及び文書による同意の不備
	利用者等からサービス提供の確認を受けていない
	アセスメントの未実施、記録なし (※口頭指摘での改善が見られなかったため)
施設型給付私立幼稚園・幼稚園型認定こども園	学校保健計画が未作成

※以下の施設等については、処遇に関する文書指摘事項はありませんでした。  
 軽費老人ホーム、障害者支援施設、保育所・保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、  
 小規模保育事業所・事業所内保育事業所、認可外保育施設、特定子ども・子育て支援施設

※以下の施設等については、令和6年度は指導監査等の実施はありませんでした。  
 養護老人ホーム、特定子ども・子育て支援施設